

112号 「DV防止法が改正されました。」

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(通称“DV防止法”)の一部を改正する法律」が2013年に成立(6/26)、公布(7/3)され、2014年1月3日から施行されます。

今回の改正によって、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなります。

また、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められます。

改正法に至る背景

～生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者を対象とすることとした趣旨及び理由について～ 出所:内閣府男女共同参画局HP

交際相手からの暴力が社会的に問題となっており、被害者やその親族が殺害されるという痛ましい事件も生じている中で、配偶者暴力防止法の対象拡大が被害者及びその支援者団体から求められてきました。

配偶者暴力防止法は、配偶者からの暴力の特殊性に鑑み、被害者に対する支援(相談・援助・保護)や重大な危害を生じさせるおそれがある場合における保護命令等の制度を定めたものですが、生活の本拠を共にする交際相手(生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手をいう。以下同じ。)からの暴力についても、「外部からの発見・介入が困難であり、かつ、継続的になりやすい」といった配偶者からの暴力と同様の事情があり、その被害者を救済するために、法律上の支援の根拠の明確化及び保護命令の発令の必要性が認められることから、配偶者からの暴力に準じて、配偶者暴力防止法の対象とすることとしたものです。

「DV防止法」は何故できたの?

《「DV防止法」前文》

我が国においては日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、**配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である**にもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、**人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である**。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

配偶者や交際相手からの暴力で悩んだら、ひとりで悩まず、まずは相談を!!

STOP!
暴力!



※DV防止法は、男性被害者も適用対象です。

その他、改正「DV防止法」に関するQ&A及び相談機関一覧を市ホームページ(「男女共同参画」)にて掲載しております。



問合せ:市民協働推進課 平和・男女共同係 ☎893-4411 内線421 「お互いに 未来を掴もう 共同参画」

センター愛称募集! 宜野湾市男女共同参画支援センター

男女共同参画社会の実現に向け、「宜野湾市男女共同参画支援センター」が平成26年4月に志真志に開館する予定です。つきましては、地域のみなさんに広く親しまれ、利用されることを願って、センターの愛称を募集します。男女共同参画の目的に合い、親しみのある名前をお待ちしています!

募集期間:1月10日(金)～1月31日(金)

募集方法:ハガキ、封書、FAX、Eメール

記載事項:①愛称とその理由

②氏名(フリガナ)、郵便番号、住所、電話番号

1人何通でも応募可能(1通につき1件)※入賞作品の著作権は宜野湾市に帰属します。

送付先 住所:〒901-2710 宜野湾市野嵩1-1-1

宜野湾市役所企画部市民協働推進課

FAX:892-7022(代表)※市民協働推進課宛てと必ず記載

詳細は市民協働推進課HPをご覧ください



設置場所:沖縄県宜野湾市志真志1丁目15-22
人材育成交流センター「めぶき」に隣接